

昭和四十年政令第二百七十号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に
基づき都道府県及び市町村に交付する事務
費に関する政令

内閣は、重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十
九年法律第百三十四号）第二十一条の規定に基
き、この政令を制定する。

（都道府県に交付する事務費の額）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
（以下「法」という。）第十四条の規定により毎
年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、
次の各号に定める額の合計額とする。ただし、
当該年度において現に要した費用の額を超える
ことができない。

一 千九百三十一円を基準として厚生労働大臣
が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第
一項の指定都市（以下「指定都市」という。）
の区域を除く。以下この条において同じ。）
を勘案して定める額に、当該年度の十二月三
十一日において当該都道府県の区域内に住所
を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受
けている者の数を乗じて得た額

二 法第二条第一項に規定する障害児の障害の
状態の判定又は診断に必要な費用として、厚
生労働大臣が、前年度末において当該都道府
県の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶
養手当の支給を受けていた者の数、当該年度

において市町村長（指定都市の長を除き、特
別区の区長を含む。）から当該都道府県知事
に対して進達された法第五条に規定する認定
に関する請求書の数等を勘案して定める額

三 職員旅費として厚生労働大臣が当該都道府
県の区域内の市町村（指定都市を除き、特別
区を含む。以下同じ。）の数等を勘案して定
める額

**四 法第二十九条第一項の規定による特別児童
扶養手当の支給に関する処分についての審査
請求（当該都道府県知事又は指定都市の長の
行った特別児童扶養手当の支給に関する処分
についてのものに限り。）又は再審査請求に
対する裁決をするために行政不服審査法（平
成二十六年法律第六十八号）第三十四条の規
定（同法第六十六条第一項において準用する
場合を含む。）により審理員（同法第十一条
第二項に規定する審理員をいう。）が当該年
度において陳述を求め、又は鑑定を求めた参**

考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該
都道府県の条例の定めるところにより算定し
た額

（指定都市に交付する事務費の額）

第二条 前条（第四号を除く。）の規定は、法第
十四条の規定により毎年度国が各指定都市に交
付する事務費の額について準用する。この場合
において、前条第一号中「千九百三十一円」と
あるのは「三千八百八十五円」と、「都道府県
の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六
十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都
市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以
下この条において同じ。）とあるのは「地方自
治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五
十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都
市」という。）の区域」と、「当該都道府県」と
あるのは「当該指定都市」と、同条第二号中
「当該都道府県」とあるのは「当該指定都市
の」と、「市町村長（指定都市の長を除き、特
別区の区長を含む。）から当該都道府県知事に
対して進達」とあるのは「指定都市の長に対
して請求」と、同条第三号中「都道府県の区
域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。
以下同じ。）とあるのは「指定都市の区（地方自
治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同
法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区
をいう。）」と読み替えるものとする。

第三条 法第十四条の規定により毎年度国が各市
町村（指定都市を除く。）に交付する事務費の
額は、千九百五十四円を基準として厚生労働大
臣が定める額に、当該年度の十二月三十一日
において当該市町村の区域内に住所を有し、か
つ、法第五条に規定する認定を受けている者の
数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度に
おいて現に要した費用の額を超えることができ
ない。

（市町村に交付する事務費の額）

附 則 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十
年度分の重度精神薄弱児扶養手当事務費交付金
から適用する。

附 則 （昭和四一年七月一五五政令第二
五号）抄
（施行期日）
一 この政令は、昭和四十一年八月一日から施行
する。ただし、第一条中重度精神薄弱児扶養手
当法施行令第二条の改正規定は、公布の日から
施行する。

附 則 （昭和四二年八月八日政令第二四
四号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令
による改正後の児童扶養手当法に基づき都道府
県及び市町村に交付する事務費に関する政令の
規定は昭和四十二年度分の児童扶養手当事務費
交付金から、この政令による改正後の特別児童
扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付
する事務費に関する政令の規定は同年度分の特
別児童扶養手当事務費交付金から、適用する。

附 則 （昭和四九年二月二六日政令第三
五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の
児童扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に
交付する事務費に関する政令第一条及び第二条
の規定は昭和四十八年度分の児童扶養手当事務
費交付金から、改正後の特別児童扶養手当法に
基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に
関する政令第一条及び第二条の規定は同年度分
の特別児童扶養手当事務費交付金から、適用す
る。

附 則 （昭和四九年六月二二日政令第二
一七号）抄
（施行期日）
一 この政令は、昭和四十九年九月一日から施行
する。

附 則 （昭和五〇年九月二九日政令第二
八四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の
第一条及び第二条の規定は、昭和五十年年度分
の交付金から適用する。

附 則 （昭和五〇年九月三〇日政令第二
九〇号）

一 この政令は、昭和五十年十月一日から施行す
る。

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の
一部を改正する法律による改正前の特別児童扶
養手当等の支給に関する法律又は同法に基づく
命令によつて行う事務の処理に必要な費用のう
ち特別福祉手当に係るものの交付については、
なお従前の例による。ただし、改正前の特別児
童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道
府県及び市町村に交付する事務費に関する政令
第一条第一号及び第二条中「十二月三十一日」
とあるのは、「九月三十日」とする。

附 則 （昭和五七年三月一二日政令第二
六号）抄
（施行期日）
一 この政令は、公布の日から施行し、改正後の
次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和五十六
年度分の当該各号に定める負担金又は交付金か
ら適用する。
一から三まで 略
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基
づく都道府県及び市町村に交付する事務費に
関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手
当事務費交付金
附 則 （昭和五七年八月三一日政令第二
三六号）
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行
する。
附 則 （昭和五八年三月一八日政令第二
三三号）抄
この政令は、公布の日から施行し、改正後の
次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和五十七
年度における当該各号に定める負担金又は交付
金から適用する。
一から三まで 略
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基
づく都道府県及び市町村に交付する事務費に
関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手
当事務費交付金
附 則 （昭和五九年三月一六日政令第三
三三号）抄
この政令は、公布の日から施行し、改正後の
次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和五十八
年度における当該各号に定める交付金から適用
する。
一及び二 略
三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基
づく都道府県及び市町村に交付する事務費に
関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手
当事務費交付金
附 則 （昭和六〇年三月一五五政令第二
九号）抄
この政令は、公布の日から施行し、改正後の
次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和五十九
年度における当該各号に定める交付金から適用
する。
一及び二 略
三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基
づく都道府県及び市町村に交付する事務費に
関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手
当事務費交付金

附則（昭和六一年三月二五政令第三四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和六十年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（昭和六二年三月二七政令第七〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和六十一年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（昭和六三年三月二三政令第四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和六十二年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成元年三月二九政令第七八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ昭和六十三年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（以下「特別児童扶養手当事務費政令」という。）第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

（昭和六十二年度分の都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の額の特例）
第四条 昭和六十三年度分の新特別児童扶養手当事務費政令第一条に規定する国が各都道府県に交付する事務費の額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 新特別児童扶養手当事務費政令第一条の規定によって算定した額
二 都道府県長期給付負担額の一部として厚生大臣が特例適用期間の各年度の十二月三十一日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条に規定する認定を受けている者の数を基準として定める額

附則（平成二年三月三〇政令第七二号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成元年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成三年三月二九政令第七〇号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成二年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成四年三月二二政令第四二号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成三年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成五年三月二六政令第六一号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成四年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成四年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成六年三月二四政令第六八号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成五年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成七年三月二三政令第七五号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成六年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第三条 国民年金事務費交付金
二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成八年三月二二政令第三二号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成七年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一 略
二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成九年三月一九政令第四〇号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成八年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一 略
二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成一〇年三月二〇政令第四七号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成九年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一及び二 略
三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

附則（平成一一年三月二五政令第五九号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成十年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一 略
二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金
附則（平成一二年三月一七政令第七二号）抄
この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ平成十一年度分の当該各号に定める交付金から適用する。

一 略
二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金
附則（平成一二年六月七政令第三〇九号）抄
（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年三月二八政令第八二号）抄
この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、交付金又は補助金から適用する。

一から三まで 略
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 特別児童扶養手当事務費交付金

する政令第一条及び第二条 平成十二年度分の事務費交付金

附則（平成一五年三月二四日政令第六九号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、交付金又は補助金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十四年度分の事務費交付金

附則（平成一六年三月二四日政令第六〇号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から四まで 略

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十五年度分の事務費交付金

附則（平成一七年三月二四日政令第六六号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十六年度分の事務費交付金

附則（平成一八年三月二七日政令第七二号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十七年度分の事務費交付金

附則（平成一九年三月二六日政令第六二号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一及び二 略

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十八年度分の事務費交付金

附則（平成二〇年三月一九日政令第五三三号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十九年度分の事務費交付金

附則（平成二一年三月二三日政令第五一号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成二十年度分の事務費交付金

附則（平成二二年三月一〇日政令第二四四号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成二十一年度分の事務費交付金

附則（平成二三年三月二五日政令第三六号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民年金法に基づき市町村に交

付する事務費に関する政令第一条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条の規定は、平成二十二年度分の事務費交付金から適用する。

附則（平成二四年三月二八日政令第七五号）抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成二十三年度分の事務費交付金

附則（平成二五年三月二一日政令第六九号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度分の事務費交付金から適用する。

附則（平成二六年三月一九日政令第六九号）抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成二十五年度分の事務費交付金

附則（平成二七年三月二五日政令第九四号）抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金から適用する。

一 略

二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成二十六年度分の事務費交付金

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2

附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていらないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二八年三月二四日政令第七五号）抄

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月二四日政令第七六号）抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 平成二十七年分分事務費交付金

附 則 (平成二十九年三月二十四日政令第五三三号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 平成二十八年度分事務費交付金

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五八号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一から三まで 略

四 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 平成二十九年度分事務費交付金

附 則 (平成三一年三月二〇日政令第五二二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 略

二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 平成三十年度分として交付する事務費

附 則 (令和二年三月六日政令第三七号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 略

二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び

市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 令和元年度分として交付する事務費

附 則 (令和三年三月五日政令第四二二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 令和二年度分として交付する事務費

附 則 (令和五年三月一五日政令第五二二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 略

二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 令和四年度分として交付する事務費

附 則 (令和六年三月一三日政令第五一四号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一及び二 略

三 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 令和五年度分として交付する事務費